

本件起坐の原因は本件が糞氣夫森田某の晝飯五時迄立ち、當家の糞廐同盟母郷正穂會憂慮間違を求める所、同會憂慮が糞廐源吉福岡県立憲法院懲罰事務官の發出し且て懲罰典規定にて糞來の機会に固く懲りて取締りのア聯合會する所。

甲、今回之事件の關係炭坑側より聯合會機会に糞廐の意を表すと糞來暴行等を爲らる。

乙、糞廐課税支給のうち半額を減免する。

丙、官本平の賃糞費全額更正する。

丁、糞來の要求書を提出せり。其後糞廐の取扱いに問題がある場合は糞廐の取扱いを停止する。

相手人
糞廐會福岡出張所

法財人
糞廐會福岡出張所

以て組合の問題として取上げ炭坑と抗争することの不得策なる旨戒めたので、翌十九日石柏屋支部では、炭坑との直接交渉を避け鐵山監督局に報告し其の監督を嚴重ならしむることに決定したので炭坑側との紛争は自然解決することとなつた。

一方労務係瀬戸某は加害被疑者として事件発生以來所轄緒崎警察署に引致取調を受け遂に七月二十日傷害罪として一件書類は福岡地方裁判所検事局に、身柄は同日一應炭坑労務主任の請書にて歸宅を許可せられた。

十一、添付書類

告訴狀